

## 平成31年 第1回須賀川市農業委員会総会議事録

平成31年第1回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 平成31年1月 8日（火）
- 2 招集通知日 平成31年1月 8日（火）
- 3 招集日時 平成31年1月18日（金）

午後 農業者年金加入推進対策会議終了後

- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

農地利用最適化推進委員（23名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	栗野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 18名

7 欠席農業委員 1名 14番 西間木 幸男

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
須・浜	秋山 吉治	須・浜	佐藤 信雄	西袋	円谷 正美	西袋	佐藤栄久男
稲田	小椋 利春	稲田	有馬 勝三	小塩江	吉田 安孝	小塩江	橋本 克也
小塩江	安藤 雅裕	仁井田	斎藤 敏夫	仁井田	樽川 栄一	仁井田	影山 孝
大東	國井 美治	大東	関根 要一	大東	熊谷 聡	長沼	小林 秀巨
長沼	横川 良雄	長沼	服部 弥	長沼	松川美智夫	岩瀬	矢吹 正則
岩瀬	矢部 邦博	岩瀬	古川 守	岩瀬	齊藤 正人		

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

9 欠席農地利用最適化推進委員 4名 佐藤栄久男・熊谷 聡  
横川 良雄・斎藤 正人

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会 事務局 長 須田 俊弥  
主幹兼局長補佐・農地係長 戸田 正樹  
主任主査兼農政係長 三島木 修  
産業部農政課 主 事 関根 佑太

11 議 案

議案第 68 号 農用地利用集積計画について

議案第 69 号 農用地利用配分計画(案)に関する意見について

議案第 70 号 農法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 71 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 72 号 現況確認証明申請の適否決定について

議案第 73 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定に  
ついて

議案第 74 号 実勢賃借料情報(平成 30 年 1 月～12 月)の提供について

報告第 66 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受  
理について

報告第 67 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受  
理について

報告第 68 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 69 号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について

報告第 70 号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について

12 その他

13 開 会 (午後 3 時)

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15 須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文 農業  
委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の  
規定に本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員  
の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 18 番 二瓶 寿

農業委員と19番 佐藤 健一農業委員を指名した。

15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 (午後4時45分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実  
に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

平成31年1月21日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

平成31年 第1回総会

平成31年1月18(金)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第68号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明

農政課 関根主事説明

議 長 只今の説明について、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第68号「農用地利用集積計画について」異議の無い農業委員は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第68号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり議決し、決定することといたします。次に、議案第69号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明

農政課 関根主事詳細説明

議 長 只今の説明に、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第69号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第69号「農用地利用配分計画(案)に関する意見(案)について」は、計画案のとおり決定する旨の意見といたします。次に、議案第70号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。ここで、申請番号第121号は、國

井美治推進委員の自己案件ですので「須賀川市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限」により退席を求め、先に審議いたします。

(國井美治 推進委員退席)

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 須田事務局長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。

説明は、遠藤敏雄農業委員からお願いします。

6番遠藤敏雄農業委員 第121号について説明いたします。申請人は、親戚関係であり小林氏が高齢の為賃借の話しがまとまったものです。借り人は農機具も所有し地域の中核的な農家であり、申請地は、國井氏が所有している農地に隣接し営農の効率化が図れるものであります。許可上何ら問題は無いものと思われまます。委員各位のご審議をお願いします。

議 長 只今、申請番号第121号について説明がありました。質問等はありませんか。

(特に質疑、無し)

議 長 異議なしと認め、申請番号第121号について許可することを議決し、決定といたします。ここで、國井美治推進委員の復席を求めます。

(國井美治 推進委員復席)

議 長 続きまして、申請番号116号から説明願います。

事務局 須田事務局長 説明

議 長 続いて、受理番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

申請番号第116号については、影山 孝推進委員から説明願います。

影山 孝推進委員 申請番号第116号について、説明いたします。14日に聞き取り調査して参りました。譲渡人と譲受人は、知人の関係で、譲渡人が会社を退職した際に農業も辞め譲受人に耕作してもらってました。その際農機具等も買ってもらった経過があります。売買価格も互いの協議の上、決定したものであり許可上何ら問題は無いものと思われまます。委員各位のご審議をお願いします。

ます。

議 長 続きますして申請番号第 117 号に移ります。古川 守推進委員から説明願います。

古川 守推進委員 第 117 号について説明いたします。二瓶農業委員と調査して参りました。申請は、譲受人の父親と譲渡人両者の話しで進められ話しがまとまったものです。譲渡人は体調を崩し自己所有農地全部を耕作するのは無理な状態であり今後周辺への耕作放棄地状態で迷惑がかかってしまうため今回売買が決まったとのことです。許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 続きますして、申請番号第 118 号に移ります。樽川榮一推進委員から報告願います。

樽川榮一推進委員 申請番号第 118 号について説明いたします。12 日間取りをして参りました。申請人は、親子の関係にあり親から後継者への 20 年の使用貸借で経営移譲するものです。許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 続きますして申請番号第 119 号に移ります。関根要一推進委員から説明願います。

関根要一推進委員 申請番号第 119 号について説明いたします。13 日に吉田誠次郎農業委員と調査を行って参りました。申請者は、同一地区の住人の関係です。申請地は、譲受人宅近くに位置し 30 年位前から小作しており今回譲渡人からの申出がなされ譲受人も農地を取得する要件も備わっており、価格も互いの話し合いで決まったものであり、許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 続きますして申請番号第 120 号に移ります。佐藤信雄推進委員から説明を願います。

佐藤信雄推進委員 1 月 13 日に聞取りを行ってきました。申請者は、申請地の

隣りに互いに農地を所有している関係です。今回、譲受人の渡邊氏からの売買の申出により話しがまとまったとのことですので。譲受人の渡邊氏も農地を取得する要件や売買価格も両者合意の上、何ら問題は無いかと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次の申請番号第 122 号と 123 号は相互交換とのことですので併せて小椋推進委員から説明をお願いします。

小椋利春推進委員 申請番号第 122 号と第 123 号について説明いたします。

11 日に佐藤健一農業委員と申請人宅を訪ね聞き取りを行いました。森氏と大賀氏は、同地区住人の関係です。森一氏のきゅうりハウスを大賀氏が譲られるための土地の交換となったものです。交換についても互いの話し合いにより決定し、何ら問題は無いかと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続きまして申請番号第 124 号に移ります。関根要一推進委員から説明をお願いします。

関根要一推進委員 受理番号第 124 号について説明いたします。譲渡人矢部正子氏と譲受人西槇氏は、同地区住人の関係です。譲渡人矢部氏が高齢のため弁護士の成年後見人をたて 3 者で協議した結果での申請です。何ら問題は無いかと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に申請番号第 125 号に移ります。関根推進委員説明願います。

関根要一推進委員 13 日に吉田誠次郎農業委員と調査を行いました第 125 号について説明いたします。譲渡人矢吹氏と譲受人榊枝氏は、住所は市村で違いますが隣り同士の関係です。譲受人からの買取申出によるもので、小面積のため贈与による権利移動とのことですので。互いの話し合いによる決定であり、買受要件についても何ら問題は無いかと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号第 126 号に移ります。吉田安孝推進委員お願いします。

吉田安孝推進委員 申請番号第 126 号について説明いたします。13 日に電話で  
聞き取りを行いました。譲渡人塩田健太郎氏と譲受人隆氏は、  
古い親戚関係です。申請地は譲渡人が耕作しておらず譲受人  
が耕作しています。売買価格は、いくらでもいいから買って  
ほしいとのことで検討中で今後決まるとのこと。何ら問題は  
無いかと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願  
いいたします。

議長 次に受理番号第 127 号に移ります。古川 守推進委員お願いします。  
古川 守推進委員 受理番号第 127 号について説明いたします。二瓶農業委員  
と聞き取りして参りました。貸人相楽氏と借人高坂氏は、直接関  
係は無いが高坂氏の妻の御婆さんと功一氏の奥さんが知人の  
関係です。高坂氏は、妻の実家に入り現有の農地で営農を始め  
今後経営面積を増やし販売農家を目指すとのことです。  
関係する方々の話し合いにより 10 年間の使用貸借権設定を決  
定され申請されたもので何ら問題は無いかと思われます。委  
員の皆様のご審議をよろしく願  
いいたします

議長 只今、申請番号順について説明がありました。質問等ありませんか。  
(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。議案第 70 号「農地法第 3 条第 1 項の  
規定による許可申請適否決定について」申請どおり許可することに異  
議のない農業委員は挙手願  
います。  
(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 70 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許  
可申請適否決定について」許可することを決定することといたします。  
次に、議案第 71 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決  
定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明

議長 続いて、申請番号順により調査を担当した委員の説明を求めます。  
説明は、担当した最適化推進委員から願  
いいたします。  
申請受理番号第 19 号について、遠藤敏雄農業委員から説明願  
います。



6 番 遠藤 敏雄 農業委員 申請受理番号第 19 号について報告します。

親が亡くなり農地は、設定人服部洋子氏が相続で受けました。介護職員で勤めているため親戚や近所の方に耕作を依頼していました。申請地が 3 年前に返されたため新たな借り手を探している状態でしたが、今回、太陽光発電設備敷地として賃貸借がまとまり転用申請がなされました。被設定人は、震災後本格的に再生エネルギー事業に取り組み、県内外で 300 件、市内でも 20 件の設置実績があるとのこと。

申請地も、不耕作の状態であり事業内容は、周辺農地への悪影響、雨水等処理は北側現有 U 字溝へ、法面は草刈り後に除草剤散布による除草対策など周辺も耕作放棄地状態で集団性を阻害することは無いものと考えられます。許可上問題は無いものと思われます。各委員の審議をお願いします。

議長 次に、受理番号第 20 号については、國井美治推進委員から報告願います。

國井美治推進委員 13 日に遠藤敏雄農業委員と確認をとって参りました。両申請人は、親戚関係です。譲渡人は後継者も無く、遠方に住んでいるため管理出来ないと相談され、譲受人も業務拡張用の土地として適地であるため申請に至ったものです。申請地は、既に農振除外がなされ雨水等の排水処理は自然流出、ほか、農地の集団性を阻害するものでは無く、付近の農地には影響を及ぼすことは無いものと考えられます。許可上問題は無いものと思われます。各委員の審議をお願いします。

議長 次に、受理番号第 21 号については、有馬勝三推進委員から報告願います。

有馬勝三推進委員 第 21 号について説明いたします。先日、大河原委員と一緒に話しを聞いてきました。

須賀川市が稲田公民館移転改築に伴う用地及び関連施設の転用するものです。申請内容は、農地の集団性を阻害するものではなく、付近の農地には影響を及ぼすことは無いものと考えられ、許可上問題は無いものと思われます。各委員の審議をお願いします。

議長 次に、受理番号第 22 号については、樽川榮一推進委員から報告願います。

樽川榮一推進委員 受理番号第 22 号について説明いたします。12 日に古川農業委員と聞取りと現地調査をして参りました。

申請者は、親子の関係であり、祐太氏が今後農業経営を行うため、母親名義の土地を息子の住宅敷地として無償で贈与し宅地に転用するものです。申請地は、農地の集団性を阻害するものは無く、周辺農地への影響を及ぼすものは無いと思われます。以上、許可は、やむ負えないものと思われます。委員の皆様のご審議をお願いします。

議長 次に、受理番号第 23 号については、味戸一浩推進委員から報告願います。

17 番味戸一浩農業委員 受理番号第 23 号について説明いたします。

申請者は、同地区住人の関係です。この案件は、平成 30 年第 7 回農業委員会総会議案第 41 号須賀川市農業振興地域変更について除外された土地です。譲受人も会社を経営しており事業関係で駐車場及び倉庫用地として転用するものです。申請内容は、農振農用地を先に除外した内容と同じ内容で相違ないが雨水排水を南側となっているが北側に変更するよう指導し指導どおりの変更届が提出されている。農地の集団性を阻害するものは無く、周辺農地への影響を及ぼすものは無いと思われます。以上、許可は、やむ負えないものと思われます。委員の皆様のご審議をお願いします。

議長 只今、調査した委員から説明がありました。ご意見、質問等はござ

いませんか。

(質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。議案第 71 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の適否決定について」申請どおりの内容で許可相当に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 71 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の適否決定について」申請どおり許可相当の意見を付し県に進達することといたします。次に、議案第 72 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明

議長 続いて、調査を担当した委員の説明を求めます。説明は、担当した味戸一浩農業委員からお願いいたします。

17 番味戸一浩推進委員 1 月 7 日に矢部農業委員と横川推進委員、事務局計 5 名で現地確認を行いました。申請地は、昭和 50 年頃までは、畑作物を作付けしていたが高台で土地条件が悪いなどで 40 年まえに杉等の植林を行い現在に至っています。年月が経ち、根本は 20~30 cm 以上の太さとなり土地は山林化状態です。現在は、北側が工業団地の調整池となっている土地です。今後農地への復元は出来る状態では無いと思われます。周辺への影響は無いものと思われます。証明上問題は無いものと思われます。各委員の審議お願いします。

議長 只今、調査した委員から説明がありました。ご意見、質問等はございませんか。

(他に質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。議案第 72 号「現況確認証明申請の適否決定について」申請とおり証明することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 72 号「現況確認証明申請の適否決定について」申請のとおり証明することといたします。次に、議案第 73 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 三島木主任主査兼係長 説明

議 長 只今、説明がありました。ご意見、質問等はありませんか。

6 番遠藤敏雄農業委員 付帯条件で兼業農家は除くとなっているが、兼業農家を除く理由と勤めながらの農業経営を行っている農家の現状から第 1 種兼業農家まで該当させてはどうか。

事 務 局 新規就農者の定義としてバックボーンとなるものとし「須賀川市農業経営開始支援資金貸付要綱」があります。要綱に基づき青年就農者計画の認定要件が専業農家となっているので準用したものである。

(他に質疑は、なし)

議 長 それではお諮りいたします。議案第 73 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 73 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定について」原案のとおり決定することといたします。次に、議案第 74 号「実勢賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 三島木主任主査兼係長 説明

議 長 只今の説明について、ご意見、質問等はありませんか。

(他に質疑は、なし)

議 長 それではお諮りいたします。議案第 74 号「実勢賃借料情報の提供について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 74 号「実勢賃借料情報の提供について」原案のとおり決定し、提供することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 66 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理については、1 件です。

報告第 67 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理については、1 1 件です。

報告第 68 号 農地改良行為工事のための届出書の受理については、3 件です。

報告第 69 号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理については、1 件です。

報告第 70 号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可については、2 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議は全て終了いたしました。

議 長 その他、委員から何かあれば発言を許します。  
(特になし)

議 長 事務局から協議、報告事項ありましたら、お願いいたします。

事務局 事務連絡 岩瀬地方連合会合同研修会について  
農作業労働賃金の実態調査依頼について

議 長 これにて、平成 3 1 年第 1 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。

総会閉会后、農政課より下記の件について情報提供があった。

- ・ わな免許取得及び有害鳥獣捕獲、狩猟捕獲について
- ・ 塩化カリ散布経費の東電賠償支払い請求事務の進捗について